第一条の九第一項第七号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に、「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスの事業を行う拠点

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業のために必要な施設

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十五条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第十四項中「規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「、指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所」を加え、「第六十三条又は」を「第六十三条若しくは第百七十一条又は」に改める。

附則第六条中「精神病床（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第七条及び附則第八条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の項を次のように改める。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）	第三条の四十第二項の規定による定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の保存
	第十七条第二項の規定による夜間対応型訪問介護計画の保存
	第六十条第二項の規定による認知症対応型通所介護計画の保存
	第八十七条第二項の規定による居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の保存
	第百七条第二項の規定による認知症対応型共同生活介護計画の保存
	第百二十八条第二項の規定による地域密着型特定施設サービス計画の保存
	第百五十六条第二項（第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定による地域密着型施設サービス計画の保存
	第百八十一条第二項の規定による居宅サービス計画、複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の保存

別表第二指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項を次のように改める。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第三条の二十四第一項の規定による定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
	第三条の二十四第十一項の規定による訪問看護報告書の作成
	第十一条第一項の規定による夜間対応型訪問介護計画の作成
	第五十二条第一項の規定による認知症対応型通所介護計画の作成
	第七十四条第一項の規定による居宅サービス計画の作成
	第七十七条第一項の規定による小規模多機能型居宅介護計画の作成
	第九十八条第一項の規定による認知症対応型共同生活介護計画の作成
	第百十九条第一項の規定による地域密着型特定施設サービス計画の作成
	第百三十八条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）の規定による地域密着型施設サービス計画の作成
	第百七十九条第一項の規定による複合型サービス計画の作成
	第百七十九条第九項の規定による複合型サービス報告書の作成

別表第四指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項を次のように改める。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第三条の二十三第三項の規定による定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出
	第三条の二十四第七項の規定による定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付
	第十一条第四項の規定による夜間対応型訪問介護計画の交付
	第五十二条第四項の規定による認知症対応型通所介護計画の交付
	第七十六条の規定による居宅サービス計画の交付
	第七十七条第五項の規定による小規模多機能型居宅介護計画の交付
	第九十八条第五項の規定による認知症対応型共同生活介護計画の交付
	第百十九条第五項の規定による地域密着型特定施設サービス計画の交付